

An aerial photograph showing a wide river flowing through a densely populated area. The river is the central focus, with buildings and roads on either side. The water appears slightly turbulent. The surrounding landscape includes a mix of residential housing and industrial structures.

第6回

勢田川等水面利用対策協議会

平成24年2月17日

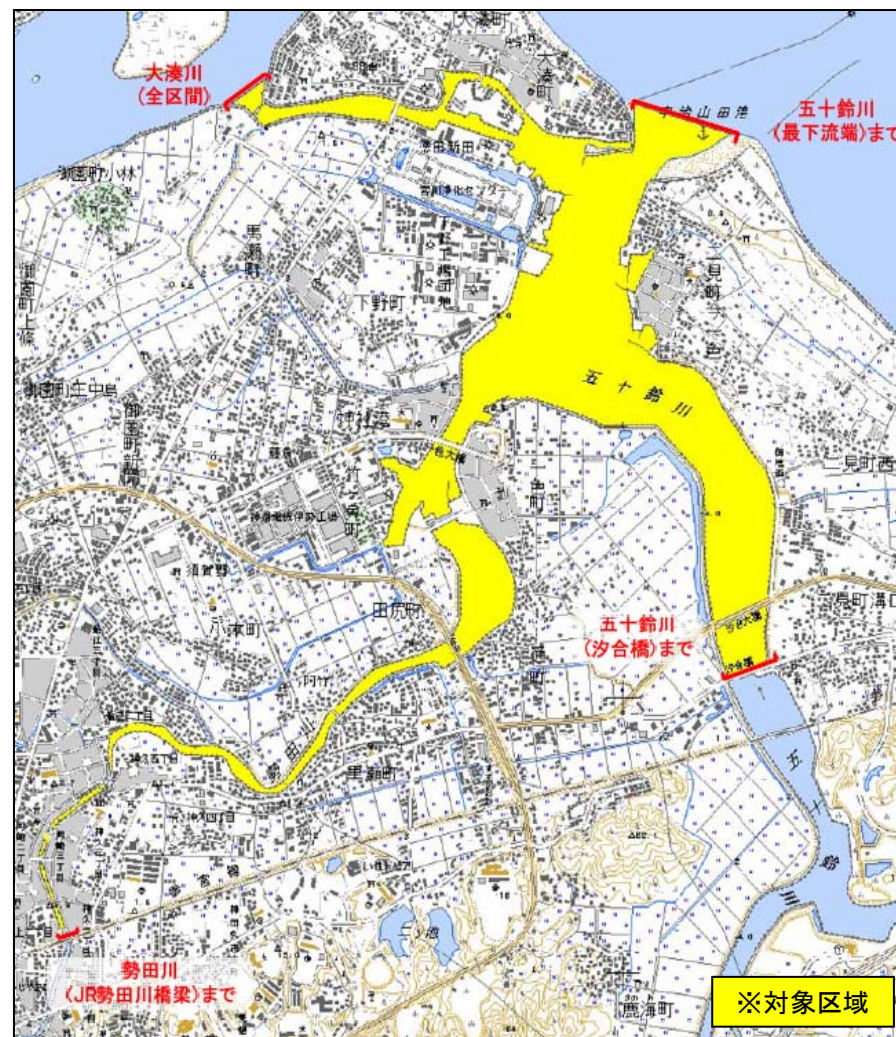


# (1) 前回までの協議事項

## ▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ①対象区域
- ②広報関係
- ③係留船舶実態調査
- ④強制的な撤去措置
- ⑤民間マリーナ調査
- ⑥暫定係留施設
- ⑦恒久的係留保管施設
- ⑧重点的撤去区域の設定(河川)
- ⑨放置等禁止区域の指定(港湾)
- ⑩条例制定の要否・可否について

## ▼協議会対象区域



# (1) 前回までの協議事項

## ▼ 今後クリアすべき課題の整理

係留場所の確保増

### 課題

係留を認める区域(10箇所のうち残り6箇所)の占用主体及び管理主体を決める必要がある。

### 課題

現状施設(係留可能隻数:約490隻)への係留を認める船舶をどのように選定するか、その上で対象とならなかった船舶を民間事業者へ斡旋する。

### 課題

受け皿となる係留施設が約60隻不足しており、その確保が必要である。

### 課題

係留場所を振り分ける際には、それぞれの施設の特徴を考慮した上で、占用主体、管理主体と協議をしていく必要がある。

係留対象船舶の減

### 課題

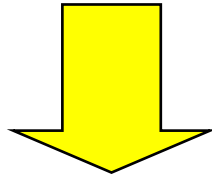
撤去対象約300隻の強制的な撤去措置を段階的に進めるが、現段階では、船舶の保管場所が約20隻分しかない。撤去措置を早急に進めるためには、保管場所を追加確保する必要がある。

# (1) 前回までの協議事項

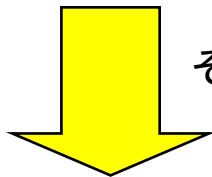
## ▼ 放置等禁止区域の指定

所有者不明船及び沈廃船等の処理は、随時実施

占用主体、管理主体の決定



放置等禁止区域の指定



その後

①～③の条件を満たさない船舶への強制的な撤去措置

- ・**放置等禁止区域の指定**は、係留場所及び放置船舶解消の見通しの整った場所ごとに指定。
- ・①～③の条件を満たさない船舶への撤去命令、強制的な撤去措置は、**放置禁止区域指定**後に実施。

**放置等禁止区域**とは……

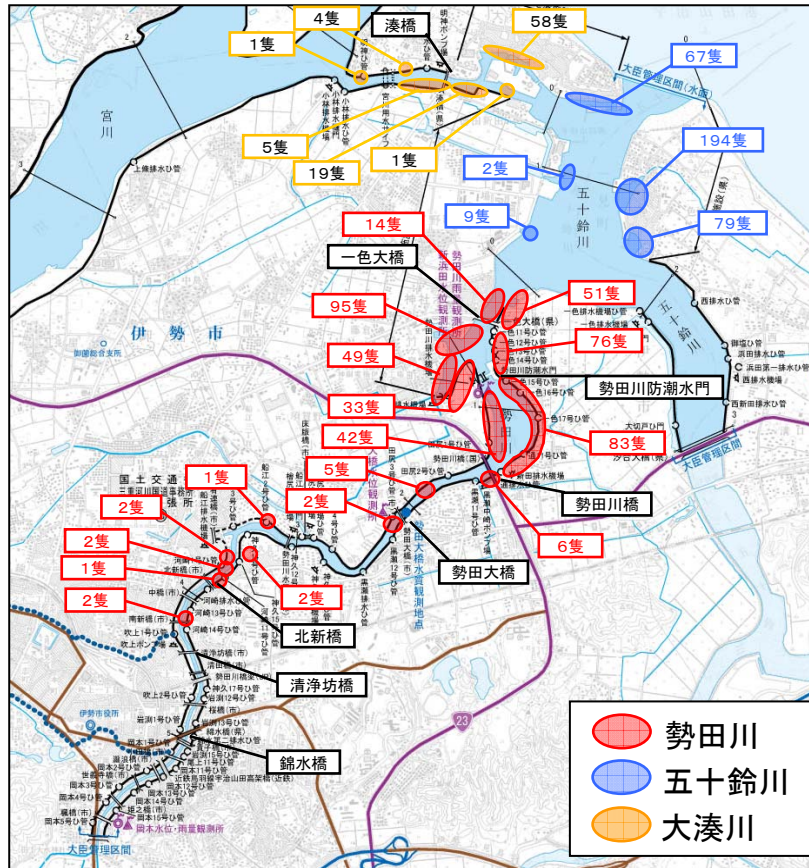
港湾法第37条の3の規定に基づき、みだりに船舶その他指定した物件を捨て、又は放置することを禁止する区域をいいます。



# (2) 報告事項

## 1) 係留船舶実態調査

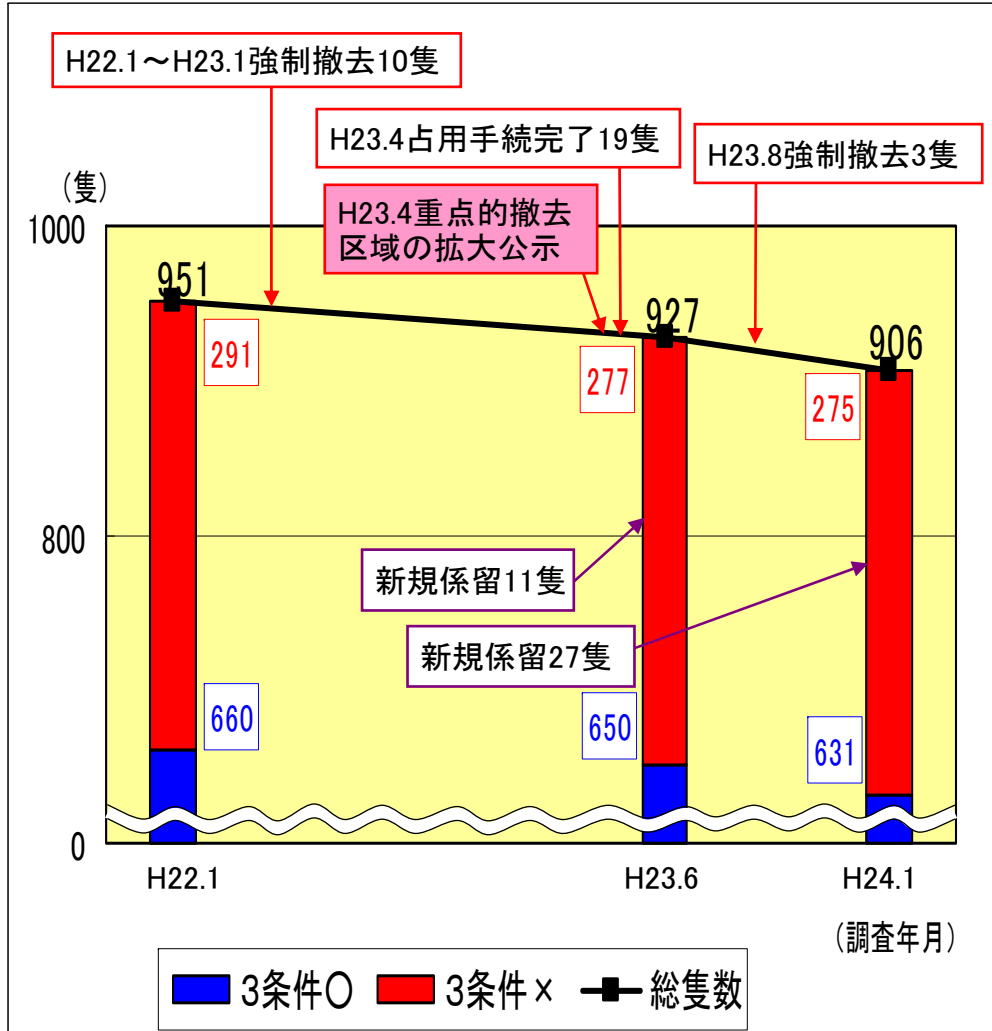
### ▼平成24年1月調査結果



今回の調査で確認された新規係留船舶数 (27隻)

- 重点的撤去区域内 (11隻)
- 重点的撤去区域外 (16隻)

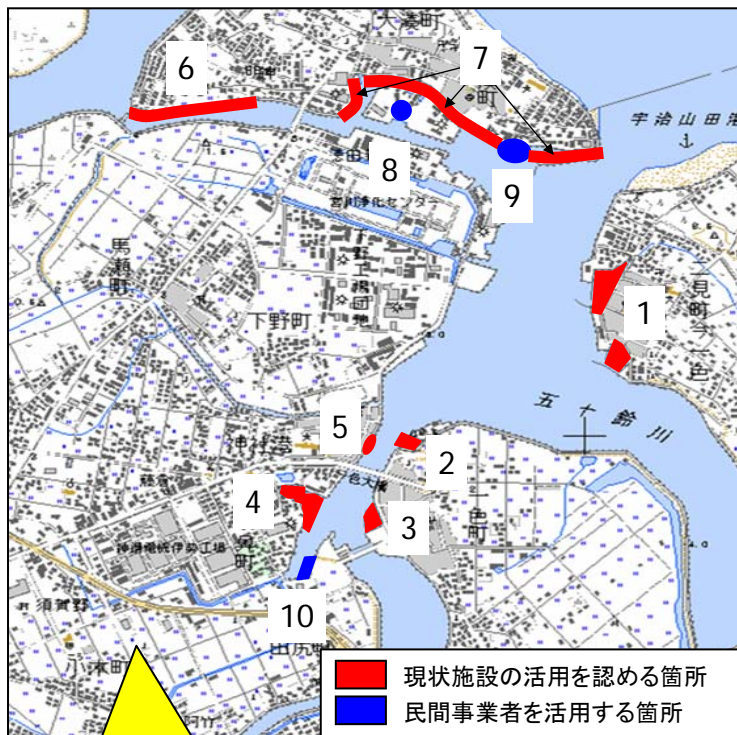
### ▼船舶数の変動



※3条件×には新規船を含む(P10)

# (2) 報告事項

## 2) 係留場所の確保



■ 現状施設の活用を認める箇所  
■ 民間事業者を活用する箇所

占用主体が決まり許可を受けるまでは、係留を認める区域とはならない。

### 占用許可に向けて管理方法の協議中

平成23年9月 漁協への説明  
 平成23年10月 地元自治会への説明  
 平成23年10月 地元遊漁船所有者への説明  
 平成24年1月 第1回代表者会議の開催



1 今一色漁港区



2 一色町物揚場施設



3 一色町地先船溜まり



4 防潮水門下流左岸



5 伊勢市占用  
神社「海の駅」



6 大湊川(宮川合流点側)



7 大湊川(五十鈴川合流点側)



8 占用手続き完了  
ゴーリキマリンヴィレッジ



9 占用手続き完了  
マリーナ伊勢



10 占用手続き完了  
秀英工業



# (2) 報告事項

## 3) 強制的な撤去措置

### 強制撤去の実績

平成22年1月・・・2隻  
 平成22年5月・・・2隻  
 平成22年12月・・・5隻  
 平成23年1月・・・1隻  
 平成23年8月・・・3隻

### ▼強制的な撤去措置位置図

● 河川管理者(国): H23.8.22実施

重点的撤去区域内の所有者不明船は全て撤去しました。

※棧橋の撤去

# (2) 報告事項

## 4) 広報関係(新聞記事)

### 第5回協議会開催について

不法放置船を  
県が撤去方針  
伊勢で対策協  
伊勢市の勢田川、五十鈴川、大湊川の河口の放置船の対策を考  
える「勢田川等水面利  
用対策協議会」の会合  
が二十七日、伊勢市役  
所であった。

協議会では、市内の  
ゴリキマリンヴィレ  
ッジ、マリーナ伊勢、  
秀英工業の民間三施設  
で、係留の法的手続き  
が完了したことを確  
認。これまで実施した  
強制撤去や、所有者の  
自主撤去と合わせて、  
九百五十一隻あった不  
法な放置船は、九百一  
十七隻となったことを  
報告した。

一方で、撤去対象以  
外の船舶約六百三十隻  
に対して、係留スペー  
スが六十隻分不足して  
いることを示し、受け  
皿施設の確保を課題と  
して挙げた。

また、三つの川の河  
口の宇治山田港を管理  
する県が、今後、港滴  
法に基づいて放置等禁  
止区域を指定し、条件  
に応じた強制的に船舶  
を撤去する方針を示し  
た。

同協議会は国、県、  
市、地元住民らで構成。  
次回の会合は来年二月  
に開く。

中日新聞(H23.7.28)

伊勢ケーブルテレビでも放映

**河口港湾を禁止区域に**

伊勢で協議 放置船対策で方針 強制撤去の対象に

【伊勢】国と県、地元漁業者らが、勢田川などの放置船対策を協議する第五回勢田川等水面利用対策協議会(会長・埴井直彦三重河川国道事務所長)は二十七日、伊勢市役所で開き、新たに河口の港湾区域を放置等禁止区域に指定し、強制撤去の対象とする方針を表明した。

国管理の河川区域において強制撤去を進める重点的撤去区域の指定を、四月に、勢田川の一色大橋付近から国道23号勢田川橋までの間に拡大したのに続き、県が管理する港湾区域でも強制撤去を始める。撤去の基準や時期は未定。

勢田川、五十鈴川、大湊川の対策対象船舶にある不  
法な係留船舶数は、六月時点の調査で九百三十七隻。このうち、所有者不明▽船舶の登録や船舶検査書の有効期間に違反がある▽所属漁協や船籍港が市外などの条件で、撤去対象となるのは約三百隻。

残り約六百三十隻は、安全な岸壁や民間施設などへの係留を見込むが、依然、約六十隻分が足りず、引き続き場所の確保を検討する。現状、可能な施設に保留する船舶の選定や、撤去で引き掲げる船舶の保管場所の不足も課題に挙げた。

(奥谷年雄)

放置船対策を協議する委員ら＝伊勢市役所で

伊勢新聞(H23.7.28)



# (2) 報告事項

## 4) 広報関係(新聞記事)

伊勢ケーブルテレビ  
及びNHKでも放映

### 船舶等の強制撤去について

## 不法放置の船舶、強制撤去

三重河川 勢田川で3隻と棧橋

国道事務所



【伊勢】三重河川国道事務所は、伊勢市の勢田川河川事務所管内に、二口付近に不法に放置された小型船舶三隻と、棧橋一基の強制撤去を実施した。いずれも所有者は不明。撤去した船と棧橋は、同市田尻町の勢田川排水機場に保管し、六カ月以内に所有者が判明しない場合、売却や処分を検討する。

一定期間、公告した上で強制措置する簡易代執行で、今回が四回目。所有者不明の船舶計十隻の撤去が完了し、今後は、所有者の分かる違法な係留船の自主撤去の要請を続け、対応されない場合、強制撤去を含めた対応をする方針。

国や県などにつける勢田川水面利用対策協議会は、同市の勢田川、五十鈴川、大湊川の河口付近を中心に約九百隻の不法係留を確認している。このうち約三百隻を撤去対象とし、残り約六百隻の安全な係留方法を

【伊勢】三重河川国道事務所は、伊勢市の勢田川河川事務所管内に、二口付近に不法に放置された小型船舶三隻と、棧橋一基の強制撤去を実施した。いずれも所有者は不明。撤去した船と棧橋は、同市田尻町の勢田川排水機場に保管し、六カ月以内に所有者が判明しない場合、売却や処分を検討する。

一定期間、公告した上で強制措置する簡易代執行で、今回が四回目。所有者不明の船舶計十隻の撤去が完了し、今後は、所有者の分かる違法な係留船の自主撤去の要請を続け、対応されない場合、強制撤去を含めた対応をする方針。

国や県などにつける勢田川水面利用対策協議会は、同市の勢田川、五十鈴川、大湊川の河口付近を中心に約九百隻の不法係留を確認している。このうち約三百隻を撤去対象とし、残り約六百隻の安全な係留方法を

伊勢新聞(H23.8.23)

☛ 放置船舶など強制撤去

国土交通省三重河川国道事務所は22日、伊勢市の勢田川で所有者が分からない放置船舶3隻と棧橋1基を河川法に基づき強制撤去した。

同事務所は同市の勢田、大湊、五十鈴の3川の河口部と宇治山田港の放置船舶問題などに対応するため、県、同市と共に、2009年11月に「勢田川等水面利用対策協議会」を設立した。今年4月に重点的撤去区域を拡大しており、強制撤去した船舶は4回目となる今回で計10隻となった。

読売新聞(H23.8.23)

## 放置船舶を撤去

国土交通省三重河川事務所

伊勢・勢田川で代執行



国土交通省三重河川国道事務所は22日、伊勢市の勢田川に放置されている所有者不明の船舶などを河川法に基づき、簡易代執行で撤去した。

同市では勢田川をはじめ、五十鈴川、大湊川で約900隻の小型船が係留されている。その中には無登録で所有者が不明のものや、長期間使われぬまま放置されているものもあり、同事務所と県、伊勢市などが「勢田川等水面利用対策協議会」を09年11月に設立し、対策に取り組んでいる。

簡易代執行は、今年4月に重点的撤去区域を拡大したことを受けて実施され、拡大区域内で所有者の分からない3隻と不法に設置された棧橋1基を強制撤去した。


作業は同事務所職員ら約20人によって行われ、放置船を同市田尻町の勢田川排水機場まで運搬し、所有者から申出がない場合は、敷地内に運び入れた。撤去した船などは、同排水機場で6カ月間保管し、所有者から申出がない場合は、売却などの処分をする。今回の撤去により、同区域で所有者不明の船舶はなくなったという。

【木村文彦】

毎日新聞(H23.8.23)

## 放置船3隻 強制撤去

伊勢・勢田川で国交省



国土交通省三重河川国道事務所は22日、伊勢市の勢田川で所有者が分からない放置船舶3隻を河川法に基づき強制撤去した。

三隻は、同事務所が重点的撤去区域に指定した市内の勢田川橋から一色大橋付近の間に係留された小型船。所有者が分からなかったことから、河川法に基づいた簡易代執行による優先撤去を決めた。

同事務所によると、勢田川、五十鈴川、大湊川の河口付近には、約三百隻の撤去対象船がある。

不法な放置船の対策が課題となっている伊勢市の勢田川で22日、国土交通省三重河川国道事務所が、所有者不明の放置船舶3隻を強制撤去した。

三隻は、同事務所が重点的撤去区域に指定した市内の勢田川橋から一色大橋付近の間に係留された小型船。所有者が分からなかったことから、河川法に基づいた簡易代執行による優先撤去を決めた。

同事務所によると、勢田川、五十鈴川、大湊川の河口付近には、約三百隻の撤去対象船がある。

撤去物は半年間、同排水機場で保管し、所有者から申し出がない場合、処分または売却する。河川国道事務所の担当者は「案件を満たせば、東日本大震災の被災地で使ってもらいたい」と話した。

強制撤去は四回目で、今回を含めて撤去した船は十隻となった。

同事務所によると、勢田川、五十鈴川、大湊川の河口付近には、約三百隻の撤去対象船がある。

中日新聞(H23.8.23)


# (2) 報告事項

## 4) 広報関係(ホームページ)

### ▼三重河川国道事務所のホームページ

**勢田川等水面利用対策協議会(第5回)**

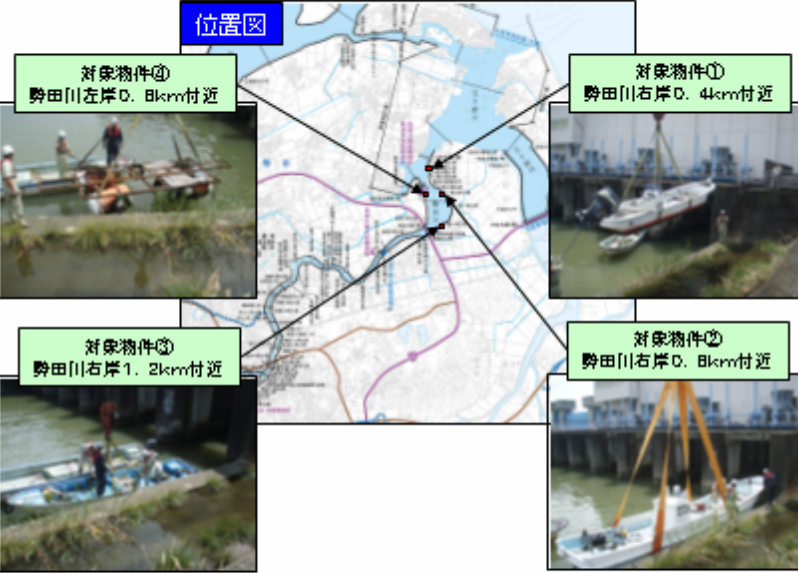
- 開催日:平成23年7月27日(木)
- 議事 [協議会資料\(PDF\)](#)
  - 前回までの協議事項
  - 報告事項
    - 重点的撤去区域の設定(拡大)
    - 係留船舶実態調査(更新)
    - 係留場所の確保
    - 広報関係
  - 協議・検討事項
    - 今後の進め方について
    - 係留場所の確保
    - 強制的な撤去措置
    - 放置等禁止区域の指定
- 今回の協議会において確認及び決定した事項
  - 今後の進め方について  
今後の進め方と、クリアすべき課題について確認しました。
  - 係留場所の確保  
現状施設と民間事業者施設への係留方針を確認しました。
  - 強制的な撤去措置  
重点的撤去区域内の所有者不明船については、全て強制撤去を行います。  
今後は、所有者の判明している水質事故発生のおそれのある船舶及び係留場所への係留対象とならない船舶の強制撤去についても、所定の手続きを進めていきます。
  - 放置等禁止区域の指定(港湾管理者)  
係留場所及び放置船舶の解消の見通しが整った場所ごとに放置等禁止区域を指定していきます。



**勢田川の所有者不明船を強制撤去しました**

平成23年8月22日(月)、勢田川の所有者不明船3隻と係留施設1基を強制撤去しました。

**位置図**



撤去した物件は、伊勢市田尻町の国土交通省勢田川排水機場敷地内で保管しています。所有者の方は三重河川国道事務所まで申し出てください。  
なお、保管物件の一覧は三重河川国道事務所において閲覧できます。  
(Tel. 059-229-2218)

今回の簡易代執行によって、重点的撤去区域内の所有者不明船は全てなくなりました。今後は所有者が判明している条件違反船についても、順次撤去措置を行っていく予定です。

放置船舶の対策については、引き続き「勢田川等水面利用対策協議会」において検討していきます。



# (3) 協議・検討事項

## 1) 係留対象船舶の減

### 警告

警告書を貼付の上、パトロールを強化していく

ここは、平成23年4月1日から船舶等の重点的撤去区域に設定され、船舶等を係留することは、河川法に違反しますので速やかに移動してください。

上記区域内にこのまま係留した場合は、河川管理者において強制的な撤去措置を執る場合があります。

なお、下記条件を満足しない場合には、確保が予定される係留施設への係留ができないことになっていますので併せて周知します。

重点的撤去区域図



条件

- ① 漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
  - ② 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。(船舶への登録番号の表示など)
  - ③ 所属漁協、又は、船舶港が伊勢市内となっている。
- ※上記に該当しても、平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とされない。

勢田川等水面利用対策協議会  
【連絡先】  
国土交通省 三重河川国道事務所  
河川占用調整課 TEL059(229)2218  
宮川出張所 TEL0596(25)1018

H24.3 周知のための看板設置  
H24.6 個別の警告書を貼付

### 重点的撤去区域内の船舶

船種	※ 3条件○	3条件× またはH23.4.1以降 の新たな係留船舶	計
漁船	9隻	0隻	9隻
遊漁船	173隻	75隻	248隻
計	182隻	75隻	257隻

※3条件を満たしていても係留を認める区域とならない限り、不法係留となる。

### 受け皿施設への対象船舶とする3条件

- ① 漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ② 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。(船舶への登録番号の表示など)
- ③ 所属漁協、又は、船舶港が伊勢市内となっている。

※上記に該当しても、平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とされない。

重点的撤去区域内75隻に対し、警告書を貼付して撤去指導を行う。

# (3) 協議・検討事項

## 1) 係留対象船舶の減

### 再係留防止対策

船舶の再係留を現実的かつ恒久的に防止するためには、

- ①パトロールの強化等(ソフト的な対策)
  - ②着岸ができない構造とする対策(構造的な対策)
  - ③新たな機能を付加する対策(機能的な対策)
- } 等が考えられる。

#### ▼②の例 ブイ、波消しブロック等の設置



施工事例: 狩野川

#### ▼③の例 遊歩道等の整備



施工事例: 瀬田川

### 対策における基本方針

対策全体を効果的かつ効率的に進めていくために、再係留を防止するためのソフト的な対策(上記①)を実施するとともに、地域の協力を得ながら、対策箇所毎の地形的特性や歴史的経緯等を十分考慮した上で、段階的にブロック単位で構造的な対策(上記②)や機能的な対策(上記③)も組み合わせて実施していく。



# (3) 協議・検討事項

## 2) 係留場所の確保増

### ▼ 占用許可に向けた取り組み

#### 地域主導による各係留施設ごとのルールづくり

#### 地域主導によるルールづくりのメリット

- ・個々の意識向上により秩序の維持を図る
- ・地域の実情にあった実効的なルール

地域・利用者への説明

- ・地元自治会、漁協、遊漁船所有者等への説明会の開催



代表者と行政による協議

- ・係留対象船舶の選定
- ・管理方法の決定
- ・他箇所からの船舶受入に関する検討



占用主体・管理主体の決定

今一色漁港区は、平成24年9月を目途



港湾管理者による  
放置等禁止区域の指定

年1～3箇所ずつ実施

- ・今一色漁港区取組中
- ・平成24年度 一色町地先船溜まり他2箇所
- ・平成25年度～26年度 2箇所

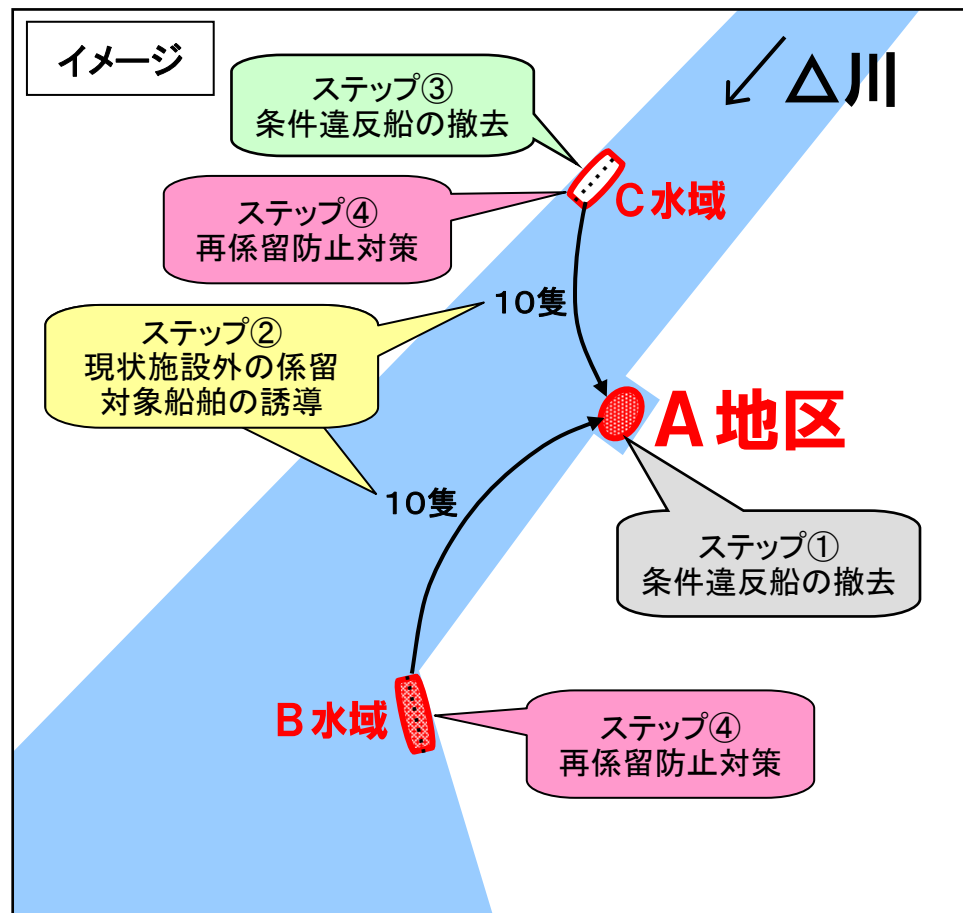
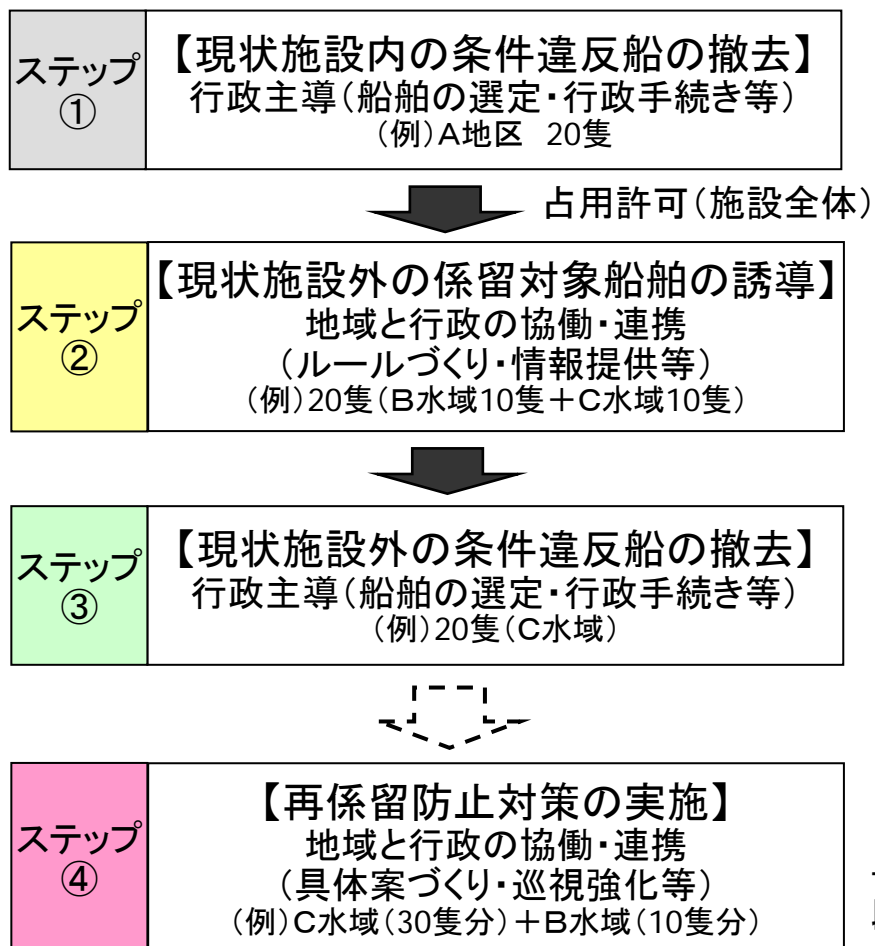
占用手続きが完了すると、  
放置船舶が約200隻減る

# (3) 協議・検討事項

## 3) 今後の進め方について

### ▼行政と地域の連携による作業イメージ(占用施設単位)

(例)△川のA地区において放置等禁止区域が指定され、撤去対象船舶20隻が撤去された後に当該区域全体が占用許可施設となる場合



→係留施設毎に、ステップ①からステップ④を繰り返し、最終段階として必要に応じた施設整備(土砂しゅんせつ等)を行う。13



# (3) 協議・検討事項

## 3) 今後の進め方について

### 放置船対策ロードマップ

#### 係留対象船舶の減

重点的撤去区域設定による減

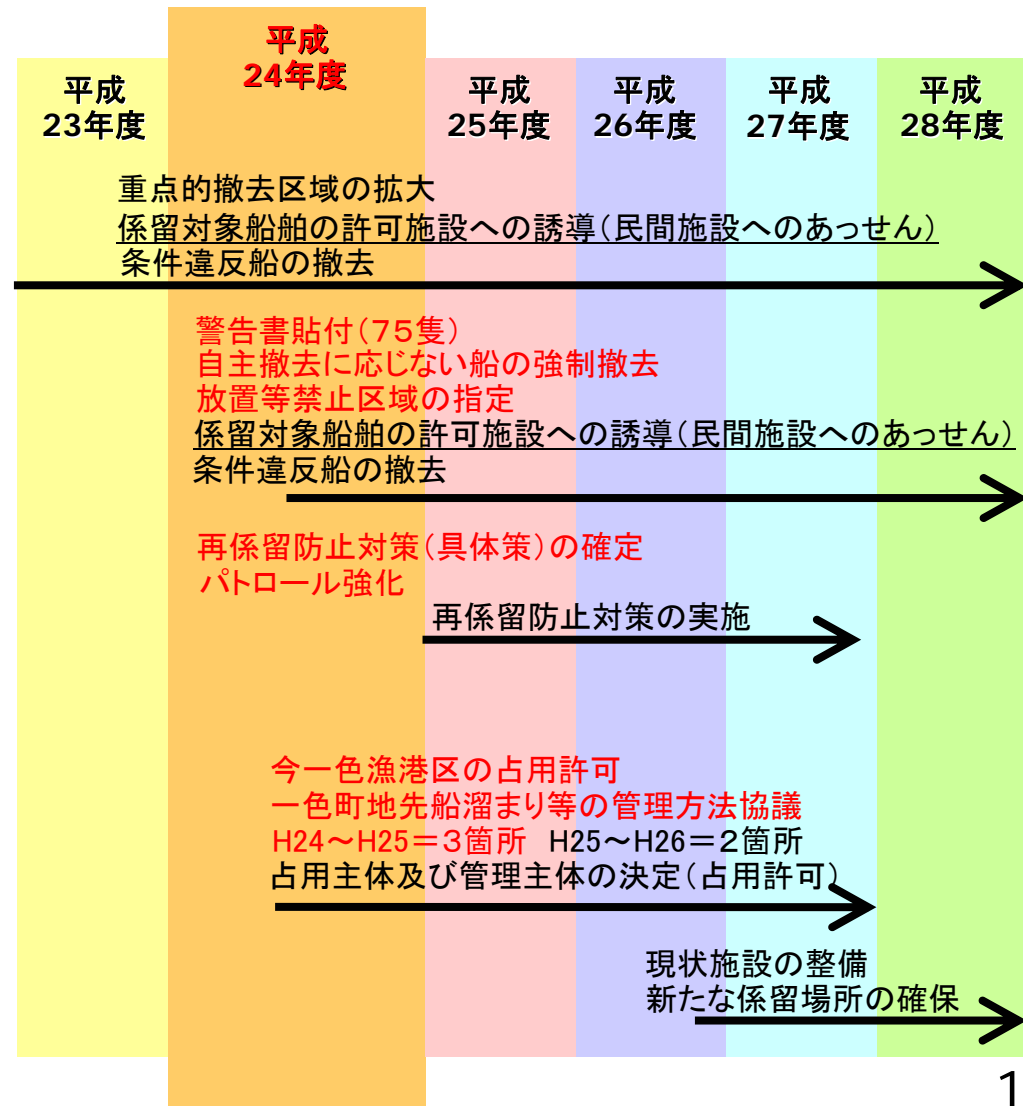
放置等禁止区域指定による減

再係留防止対策による増抑制

#### 係留場所の確保増

現状施設の占用許可

係留施設の整備



# (4) その他 ▼今後の予定

